

第 9 回 水戸家庭裁判所委員会議事概要

平成 1 9 年 5 月 1 0 日（木）開催

【開会宣言】

事務局

佐野委員，長井委員，根津委員，望月委員，安江委員が所用により欠席。

【事務局職員の交替】

■委員長

本年4月1日付で，有田次席家裁調査官が名古屋家裁に配置換えとなり，その後任として，千葉家裁より宇梶俊雄次席家庭裁判所調査官が，また，小池総務課長が東京高裁へ転出したしまして，その後任として，畠山英樹総務課長が最高裁情報政策課から転入いたしました。

【アンケート調査に対する回答】

■委員長

開催通知の中で既に御案内いたしましたとおり，昨年2月にも行われました「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）」及び「司法改革大阪各界懇談会（大阪）」によるアンケート調査の依頼が来ております。これは，委員会にかかわる事項でありますので，本委員会にお諮りする次第です。

事務局作成の解答案を次のとおり，修正・補充の上，回答することで各委員は了承した。

- (1) 「B．委員の出席」の「1．委員の出席率は。」の回答を85％に修正する。
- (2) 「A．会議の回数，時間」の「3．裁判所もしくは委員会から，議論の時間は充分か・不足しているかについて委員に聞いたことがあるか。」の回答は「ある」とし，「3－1．聞いたことが「ある」場合，どのような意見があったか，以下にご記入ください。」の回答を，「時間は適当である」とする。
- (3) 「J．貴委員会が市民に向けてPRしたい活動，あるいは活動記録があればご記入ください。」の回答を，「裁判所が作成した広報用ビデオを市民が活用できるように積極的にPRする活動をしたい。」とする。

【テーマの説明】

■委員長

本日のテーマは，前回の委員会において裁判所から提案させていただきました「少子高齢化社会における家庭裁判所の役割」というものです。

昨今，急速な少子高齢化に伴い，家庭観や家庭を取り巻く環境の変化が著しい状況にあると言われております。そこで，家庭の問題を総合的に取り扱う家庭裁判所といたしましても，このような状況に対応するための手続とその運営の在り方について検討を重ねていく必要があると思われますので，今回のテーマを提案させていただきました。ただし，今回のテーマは非常に広範なものでありますので，最近，特に社会の注目を集めております「成年後見制度」と「離婚時年金分割制度」に関しまして，各委員の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

【成年後見制度について】

事務局

1 新しい成年後見制度

新しい成年後見制度が、成年後見制度の改正のための民法改正法案等の関連4法案が平成11年12月1日国会において成立し、平成12年4月から施行されることになりました。その後、7年を経過し、年々事件数が増え、申立件数は平成18年1月から12月の間で、全国で3万2000件になりました。

新しい成年後見制度は、判断能力の不十分な成年人（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護する制度であり、改正においては、高齢社会の対応及び知的障害者、精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度の構築を目指しております。そのために、新しい成年後見制度では、従来の禁治産、準禁治産の制度を、補助・保佐・後見の制度に改め、新たに任意後見制度を新設するとともに、従来の戸籍記載に代えて成年後見登記制度を創設するなど、制度の内容を一新した抜本的な改正が行われました。

2 改正された法律の概要ですが、

(1) 民法の一部を改正する法律

ア 民法の一部改正では、これまでの禁治産、準禁治産の制度を、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする制度とするため、補助・保佐・後見の制度に改めました。

補助は新設されたもので、精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害・自閉症等）により判断能力が不十分な者のうち、保佐や後見の程度に至らない軽度の状態にある者を対象にします。家庭裁判所の「補助開始の審判」とともに「被補助人」のために「補助人」を選任し、当事者が申立てにより選択した「特定の法律行為」について、審判により補助人に代理権又は同意権・取消権の一方又は双方を付与します（補助開始の審判 民法（以下「法」という。）15条、被補助人の行為能力 法16条）。代理権等を付与するには、自己決定の尊重の観点から、本人の申立て又は同意があることが、審判の要件になります。

保佐は準禁治産の改正で、精神上的障害により判断能力が著しく不十分な者を対象にします。単に浪費者であることを要件にしません。家庭裁判所の「保佐開始の審判」とともに「被保佐人」のための「保佐人」を選任し、新たに保佐人に同意権の対象行為（法13条1項）についての取消権を付与した上で、当事者が申立てにより選択した「特定の法律行為」について、審判により保佐人に代理権を付与すること可能にしました。代理権の付与には、代理権付与の本人の申立て又は同意を要件とします（保佐開始の審判 法11条、被保佐人の行為能力 法12条）。

後見は禁治産の改正で、精神上的障害により判断能力を欠く常況にある者を対象とします。家庭裁判所の「後見開始の審判」とともに「成年被後見人」のための「成年後見人」を選任します。成年後見人は広範な代理権・取消権を付与されますが、自己決定の尊重の観点から、日用品の購入その他日常生活に関する行為を本人の判断にゆだねて取消権の対象から除外しています（後見開始の審判 法7条、成年被

後見人の行為能力（法 9 条）。

イ これまでの後見制度及び保佐制度を改正し、配偶者が当然に後見人・保佐人となる規定を削除し、家庭裁判所が個々の事案に応じて適任者を成年後見人・保佐人・補助人に選任することができるようになりました。これらを併せて成年後見人等と言います。

複数の成年後見人制度を導入し、法人成年後見人制度が明文化されました（法 8 4 3 条）。ただし、未成年後見人については、後見人の人数は 1 名に制限されています（法 8 4 2 条）。

家庭裁判所が成年後見人等を選任するにつき考慮すべきことが、明記されました（法 8 4 3 条 4 項）。成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮することになります。

法人が成年後見人になるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無を考慮することになります。

その他、成年被後見人の自己決定の尊重及び身上監護の重要性を考慮して、成年後見人等はその事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨の一般的規定が新設されました（法 8 5 8 条）。また、身上監護に関する個別的規定として成年後見人等による本人の居住用不動産の処分について、家庭裁判所の許可を要する旨の規定が新設されました。

監督体制の充実が図られ、成年後見監督人に加えて保佐監督人（法 8 7 6 条の 3）、補助監督人（法 8 7 6 条の 8）の制度が新設されました。家庭裁判所が本人らの請求や、職権で選任することができ、法人を成年後見監督人等を選任することもできるようになりました。

- (2) 任意後見契約に関する法律が新設され、任意後見制度が作られました。この任意後見制度は、後見・保佐・補助のように法律の規定による法定後見制度と違い、契約による後見制度です。本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になる状況に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくことです。

任意後見制度は、自分の後見の在り方を自らの意思で決定するという自己決定の尊重の理念を最大限に生かすための制度で、家庭裁判所は任意後見監督人を通じて任意後見人を監督するという形態で後見事務に関与することになります。任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その他親族又は検察官の請求により任意後見人を解任できます（法 8 条）。

- (3) 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律では、身寄りのない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する適切な成年後見の開始を制度的に担保する観点から、老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の中に、補助・保佐・後見の開始の申立権を市町村長に付与する

旨の規定が設けられました。

- (4) 後見登記等に関する法律が制定され、戸籍の記載に代えて、法定後見及び任意後見契約に関する新しい登録制度として、成年後見登記制度が新設されました。

代理権等の公示の要請とプライバシー保護の要請との調和の観点から、一定の者に請求権者を限定した上で登記事項証明書を交付することになりました。

3 成年後見人制度と関連する法律、支援事業等について

- (1) 平成12年4月から介護保険制度が導入され、介護サービスを利用するためには、要介護認定の申請及び介護サービス契約を締結することが必要になりました。

- (2) 障害者自立支援法が平成18年4月1日施行

平成18年10月から児童入所施設の利用が措置から契約制度に移行され、重症心身障害児施設の入所児童の保護者からの一斉申立てがありました。

- (3) 総合法律支援法 平成18年10月から法テラスの事業が開始されました。

- (4) 地域包括支援センターの業務

判断能力が不十分な本人が後見制度を利用するための法的支援の仕組みとして、平成18年4月に制度改革が行われ、茨城県では48箇所の地域包括支援センターが設置されました。

支援センターの業務には、次の三つの基本的機能があります。

介護予防ケアマネジメント業務

総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

包括的・継続的ケアマネジメント業務

成年後見制度との関係では、の総合的な相談支援業務及び権利擁護業務が関係し、そのうち、権利擁護業務では、成年後見制度を活用するための次の二つの支援業が定められました。

成年後見制度の円滑な利用の促進

広報活動、地域の医療機関との連携、成年後見人等となるべき者を推薦する団体等を紹介する業務

成年後見制度の説明、申立ての支援等

親族の申立てを支援、市町村長の申立てを支援

- (5) 成年後見制度利用支援事業（老人福祉法32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び介護予防・生活支援事業）

4親等内の親族がいても事情により、市町村長申立て、費用の立て替え、費用負担命令により対象者に求償できるようになりました。

- (6) 地域福祉権利擁護事業（社会福祉協議会と契約し実施）

認知症の高齢者、知的障害者又は精神障害者等の自己決定能力が低下した人の福祉サービスの利用を支援するため、成年後見制度を補完する仕組みとして次の事業が制度化されました（社会福祉法2条3項12号）。

援助内容 福祉サービスの利用援助

日常的な金銭管理の代行

書類等の保管

成年後見制度の利用者は、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人を代理人と

して、社会福祉協議会との間で利用契約を締結することができるので、その契約に基づいて福祉サービスの利用等に関する援助を受けることができる。

4 成年後見人等の職務

成年後見人等の主な職務としては、被後見人の財産目録・後見事務計画の作成、財産の管理事務、身上監護事務、家庭裁判所への報告義務等があります。

事務局

1 成年後見制度のポイント

人は、年とともに身体が衰え、心や精神が衰えてくるものです。衰えは、判断力の低下とか人格の変化として現れ、外からはなかなか分かりません。本人も自分の衰えをなかなか自覚できず、判断の間違いにも気づきにくくなります。

また、社会では、高齢化が進行し、福祉のニーズが増大、多様化しています。各種の福祉サービスが行政による「措置」から「契約」へと変更されましたが、認知症の高齢者の方々には、適切な福祉サービスを選択して利用したり、自分の預貯金や財産を管理することが難しい場合があります。

成年後見制度は、判断力、思考力が衰えた方々が安心して生活できるように、判断力の衰えの程度に応じて、家庭裁判所で選任された成年後見人等が、本人の意思を尊重し、本人の家庭環境や生活状況、体力、精神状態等に配慮しながらサポートする制度です。

そして、成年後見制度は、本人の自己決定権を尊重し、残存能力を活用して、障害のある人も家庭や地域で通常の生活をすることができるような社会を作るというノーマライゼーションの理念の実現を目指していると言えます。

2 成年後見事件

(1) 成年後見関係事件の概況（平成17年4月から平成18年3月）

申立て事件の85%が後見開始事件です。本人が65歳以上の割合は、男性65%、女性75%となり、病院や施設等に入っている人が56%、家族と同居している人が21%（この部分は平成16年度統計）です。

申立人は、本人の子が37%、兄弟姉妹が18%、親12%、配偶者11%となっています。市町村長の申立ては3.3%です。申立ての動機は、財産管理58%、遺産分割協議10%と続き、身上監護が17%となっています。

(2) 担当した事例から

ア 高齢者等が病院や施設に入り、入院費や施設利用費等の支払うため、本人を世話する配偶者や家族、親族が、年金や給与等が振り込まれる預貯金、定期預金等の管理という必要性に迫られた事例を多く担当しました。自宅を売却して入院治療費等を捻出するという事例もありました。

イ 知的障害者等には、親の死亡と相続が大きな問題です。遺産分割のトラブルに巻き込まれた事例もありました。また、施設でのサービスが契約制度に変更になり、施設の入所者の申立てにより、当庁の半年分にあたる事件を集中処理したこともあります。

ウ 訪問販売等の話題が最近はたくさん出ていますが、話しやすい親切的な若者の口車に乗せられて、一人暮らしの老人が自宅の屋根の修理契約を結んだり、高額な布団を何組も買ったり、息子が注意しても業者の展示会へ行って景品をもらったりして

します。息子は、勝ち気で気むずかしい親との同居が困難なので、親が寝込むまでは一人でのんびりと生活させてあげたいと言いますが、その裏には一人暮らしの老人等の「寂しさ」が見えるような気がします。

エ 資産家の老親が倒れたりしますと、自分の取り分を知るために資産内容の開示を求めた事例がありました。相続の前哨戦として利用されたという事例もありました。

3 成年後見開始事件の審理

(1) 申立ては、多くの書類を集めることから始まります。これは大変な作業です。お手元に、申立段階で提出いただく資料一覧をお配りしましたので、ご覧ください。

(2) 成年後見開始の手続の流れを簡単に説明します。

「申立て」は、1階にある受付に書類を提出していただきます。「手続選別」で書類で審査し、事案に応じた調査、審問の方法等を検討します。鑑定は、1～2箇月の期間がかかり、費用は統計では、5万円以下が40%、5万円から10万円が58%となっています。これらの手続を終えると成年後見開始の審判がなされて、成年後見人が選任されます。

成年後見人については、子や兄弟姉妹、配偶者、親等の親族が成年後見人等に選任されたものが77%ですが、年々減少し、弁護士や司法書士等の第三者後見人が増加する傾向にあります。

(3) 後見開始手続のテーマは迅速処理です。

最高裁の統計では、3箇月以内に終局したものが57%、4箇月以内に終局したものが72%です。審理期間は徐々に短くなっていますが、現在でも迅速処理の工夫が続いています。

しかし、後見開始をされるということは、本人保護という面はありますが、人としての法的能力が剥奪され、選挙権もなくなるなど重大な問題を含んでいますので、しっかりと鑑定をし、本人の状況を確実に把握して慎重に調査審理をしなければならぬという考えも強くあります。

また、親族後見人を選任するには、後見事務能力についてもっと慎重な審理が必要ではないのか。老親や障害者が安心して生活できるには、本人の意向を把握し、財産的な不安をなくして、家族や親族が納得したサポートができるように手続の段階で援助すべきではないかという考えもあります。

当庁では、迅速処理と慎重審理の要請のバランスを保った事件処理を行うために、申立ての段階で後見開始の手続に必要な書類を全て提出していただき、書類審査を優先させる方法を導入しました。申立人の負担感を軽減するために、ていねいな説明を心掛けました。申立てが困難であり、後見事務を行える見込みのない方には、第三者後見人の利用を勧めることにしました。

また、「診断書」を工夫して、主治医に鑑定引受けの意向を確認し、本人のコミュニケーション能力の有無等の情報を求めることにしました。これを参考に、裁判官が本人調査や鑑定の必要性を判断しています。参与員の予備審問を導入し、参与員が当事者から事実関係等を確認し、成年後見人の職務、後見監督、不正行為に関する説明を行って、意識を高める働きかけをしています。

4 後見事務

成年後見人には、本人の財産に対する法律行為全般について、広範囲な権限が認められています。その中核は、本人のために財産管理することであるといえます。

- (1) 成年後見人に選任されると後見事務計画書、財産目録を作成して、家庭裁判所に提出していただきます。成年後見人は、本人の財産や収入状況を把握し、本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活状況に配慮して、医療費や施設使用料、税金等の見積を立てて、医療看護の計画と収支予定を立てます。

また、必要に応じて介護サービスの利用計画、診療契約、施設の入所契約等の法律行為をします。

- (2) 財産管理上の留意事項として、次のようなことを説明しています。

ア 本人の財産が他人の財産と混在しないように注意する。

イ 財産管理は、安全確実にいき、投機的な運用はさける。

ウ 本人の財産からは、配偶者や子などの生活費、借金の支払などはできる。

エ 本人と成年後見人が、親子、夫婦であっても、原則として、財産の贈与、貸し付けはできない（必要があれば家庭裁判所に相談してください。）

オ 収入や支出について、金銭出納帳を記載し、領収書類を保管する。

こんな説明を聞きますと、成年後見人は、堅苦しさや不便さを感じるようです。本人に代わって、生活費を支払うために預貯金を引き出したり、預貯金通帳を保管したり、印鑑を預かったりしますので、「本人の財産を自由にできる」と勘違いする人がいます。妻が夫の成年後見人になった場合、親が子供の成年後見人になった場合、親の年金で生活していた子の場合などでは、金銭出納帳、領収書類が必要であると説明しても、なかなか納得していただけないことがあります。

- (3) 家庭裁判所では、本人の利益がきちんと守られるように、定期的に又は随時に、問題がなくても1年に1回は、本人の財産の管理状況及び身上監護の状況について、成年後見人に報告を求めています。これを後見監督と言います。

後見開始の申立てには、様々の事情が絡んでおり、問題やトラブルが予見できるような事例も散見されます。そこで、事案に応じた効率的かつ効果的な後見監督が課題となっています。参与員を活用して監督の充実を図る取組も行っています。事例に応じて、銀行等の金融機関での審査業務等に携わった経歴を有する参与員を活用しています。

また、後見監督人の利用も考えられますが、人材不足の問題もあります。

- (4) 不適切な行為が起こらないよう成年後見人の指導に力を入れています。

ア 成年後見人には、能力、人柄等から信頼できる人物を選任しています。

イ 成年後見人は、あらゆる段階で、不適切な財産管理について説明し、意識を高めています。

ウ 成年後見人が不適切な行為をした場合には、成年後見人を解任したり、損害賠償を請求したり、悪質な場合には刑事告発することもあります。

5 残された課題

- (1) 成年後見制度の充実を図り、利便性と安全性のバランスに立った工夫をするために、大胆な発想の転換が必要と考えていますので、みなさまの意見もお伺いしたいと考えています。

(2) 診断や鑑定を効率的に行うため、まず、鑑定医が見つからない場合には、茨城県精神科病院協会の協力を得て、紹介していただくシステムを構築しました。しかし、今後、申立てが増加しますと、多くの医師に、診断や鑑定に協力いただかなければならないので、広報、啓発活動の必要性を考えています。

(3) 第三者の成年後見人、成年後見監督人の確保の問題です。事件が増えてきますと、成年後見人として適任ではない方、消極的な人が増えると思われます。

現在は、第三者成年後見人として、弁護士、司法書士（リーガルサポート茨城）、社会福祉士会が引き受けていますが、件数が増加すると応じきれない可能性があります。最近、世田谷区の取組がニュースになりましたが、ボランティア団体、NPO団体が成年後見人となって援助しようとする動きがあります。茨城県内での取組について情報を得ていませんが、成年後見制度が使いやすく、判断能力の低下した人にとって必要な支援団体が育つことを期待しています。

○委員

例えば、子どもがいないとか、いつ痴呆症状などが現れるか分かりませんし、いつ事故に遭って意識がなくなるか分かりませんので、そういうときには、すぐ自分の財産の管理とか、適切な病院に入院させてくれるような手配、つまり誰からも放置されないように、あるいは財産を保護してもらえよう、自分が健全な精神状態、健康な心身ともに健康な状態のうちに予備的に後見人を指定しておくことができるのですか。

■委員長

説明の中にありました任意後見制度とは、まだ能力がある間に能力がなくなったときのことを考えて後見契約というのを結んでおくものです。能力が実際になくなったときには、今度は任意後見監督人というのを選任して動き出すということです。これは余り利用されておられません。

また、それが非常に問題があるというのを最近の新聞などでよく見かけます。あらかじめ財産を全部取ってしまおうということで、能力が少し落ちてきた老人を相手にして任意後見契約を結んでおき、能力がなくなってから裁判所に任意後見監督人を選任しなければいけないわけですが、それをしない。いつまでも委任契約のままで全部使ってしまうとか、そういう問題も最近は出てきているようです。

○委員

後見人が選任された場合、例えばの話ですが、周囲の人が知らないで後見人だけが全部知っていて、裁判所とやり取りをし、あるいは行政とやり取りをして、それだけで済んでいるというようなことはないのですか。何か落とし穴があるような気がします。

○委員

申立てがありますと、親族照会といまして、いろいろな方に後見人はこの人を選任していいですかということを聞きます。勝手にある親族だけが後見人に選ばれてしまうと、その人が財産を全部使ってしまうとか、把握してしまっていて、いろいろ勝手にやられてしまうと後々もめめますので、そうならないように、「この人を後見人にするのでもいいですか」ということで了承を得た上で後見人を決めるということで、ある程度のそういう懸念は担保されているのではないかと考えています。

○委員

後見人を選ぶときに、後見人に対して、こういう手続ですよ、こういうメリットがありますよというような手続教示などを専ら裁判所がやっていると思うのですが、その後の後見事務の監督はできているのですか。

■委員長

後見人が適正に後見事務を行っているかどうかの監督は、裁判所がやるということになるわけなのですが、あらかじめ後見人を選任するときに、この事件の場合は、どのぐらいの間隔で監督をしたらいいかということはある程度最初に決めるのです。そこで裁判所では、その時期が来ると監督ということで後見人からいろいろな報告を受けて、問題があるかどうか、もっときちんと帳簿をつけてくださいとか、そういうふうな形で指導するということはありません。かなり難しい事件ですと、後見監督人を最初につけてしまうということもあるのです。それがまた非常に難しいのです。監督が余り必要がないような事件も多くありますし、安心して任せられる事件、それはできるだけ裁判所のほうも非常に限られた人数しかいませんので、全部を監督を緊密にやるということとはとても無理なのです。ですから、重点的に必要なところについては丁寧にとということをやっているという状況です。

○委員

現在、農家では、耕作放棄地といって耕さない農地のほとんどが相続人未定の不在地主になってしまっており、どこに連絡をしたら農地を借りられるとかということが不明であったり、その農地の管理自体が難しくなっているのがほとんどなのです。そのため、特に地域を挙げて土地基盤の整備とか何かをするときに、どうしても同意とかが難しくなっているのです。先ほど出ました地域という部分に関して、農家においても後見人の方について、財産を守る場合もあるわけですが、農地などの場合には、地域を挙げてという部分で保全していかなければならないのですが、それを管理する義務を負う部分が忘れられて、ほとんど草ぼうぼうになり、耕せない状態になっているという農地も多いのです。やはりこういう制度がしっかりした制度となって、ある部分は地域で担うような部分ができこないと難しいのかなという気がします。

○委員

新聞報道にあったのですが、和歌山県では、相続人が誰か分からないし、土地が荒れっ放しになっている場合、公共団体の方で家庭裁判所に相続財産管理人の申立てをし、家庭裁判所で、それをしかるべき人、例えば地元の方に売るということが始まっているそうなので、そういうのを参考にされたいのではないかと思います。

○委員

鑑定費用は、5～6万から10万ということですが、後見人に支払う費用というのは、大体どのくらいになるのですか。また、日常生活についての後見と財産についての後見という二通りの形をとられた人を見たことがあるのですが、それぞれに支払う金銭的なことをお尋ねしたいのですが。

■委員長

事件によってかなり違います。やはり難しい事件で、例えば、訴訟とか調停とかやらなければいけない事件では弁護士さんを頼む場合が多いですし、そうすると、やはり弁護士報酬をある程度基準にして出されなければいけないということもありますし、余りそういうふうな後見事務がないような事件、ただ、預金だけをちゃんと管理していればいいのか、

そういう場合ですと、ほとんど報酬請求が大体出ませんし、なかなか認めにくいのです。

○委員

やはり後見される方の人権というのが大きく絡んでくると思うのですが、財産管理的な部分とか、そういったものは書類上である程度チェックできると思うのですが、日常的なチェックというか、その辺のところは、後見監督人制度が十分果たされているのでしょうか。

○委員

後見人は、多くの場合、身内の方が選ばれますので、そういう意味で、一応、今まで扶養していたようにやっていただくということで、そういう面でサポートは、その方にある程度お願いしているということになると思うんです。最初、後見人を決める段階でいろいろな方にご意見を聞いて、この方が一番ですよ、この方はずっと前からこの世話をしていますしという、そういう方を選ぶようにはしています。ただ、それがそうじゃなかったりするかもしれません。一応いろいろな方の意見を聞いた上で、この方が一番ふさわしいという方を選ぶようにはしています。

○委員

日常生活状況みたいなものを抜き打ちで監督人の方が後見人をチェックするということはあるのでしょうか。

○委員

それは聞いたことがありません。やはりある程度こちらのスタッフも限られていますので、そこは信頼して、ただ選ぶときにしっかり選ぶということで対処しています。

○委員

書類審査の充実ということのお話がありましたが、後見人を決める場合に、本人面接というのは必ずするものなのですか。それとも、医師の診断書で判断して、後見される本人の面接というのはどの程度されるのでしょうか。

事務局

正確な数字は言えませんが、最近、本人面接を省略する動きが大きくなってきています。調査官が面接に行っても、ほとんど寝たきりで、「あー」、「うー」としかおっしゃらない方が非常に多く、面接の必要がないという例も非常にあり、また、こちらのスタッフも少ないことなどから、医師の方から、この方は絶対に意思を表示することができないから、会われても無駄ですよと言われた分については、裁判官と検討しながら省略をさせていただいているというのが実情です。

■委員長

医師の診断書とか、あるいは各種提出していただく資料からある程度分かるのです。そうすると、もう少し必要な事件のほうに力を割きたいということがあるものですから、大分本人面接の省略というのも最近は増えてきています。

○委員

本人の財産を守るという観点と本人の意思の尊重というバランスがどうなっているのかというのを教えていただきたい事例がありまして、本人がしっかりしている方なのですが、老い先長くないから全部使ってしまうので現金にしたというのです。その人は、賭け事とかお好きで、お金を渡すと全部使ってしまうらしいのです。でも、本人の財産だから差し

支えないという気もするのですが。ご高齢で、身寄りがなくていらっしゃる方とかの場合、その言葉を受けて処分していいものなのかどうかということなのです。

■委員長

本人が完全に能力がなくなっているわけではない状態ですと、後見ではなくて、保佐か補助かということになると思うのです。それで、補助人などをつけて、その人の同意とか代理権とか、そういう形で公正な人の同意を得た上で進めるとかして利用していただけたらよいのではないのでしょうか。

○委員

やはり、どなたかつけたほうがいいかなと思います。でも、本人の同意でしょうね。私はそんなの嫌だと本人が言うこともありますよね。

■委員長

そうですね。そうなるとなかなか難しいですね。

○委員

何歳以上だから後見人をつけないといけないとか、そういうことはないと思いますので、そのあたりはやはり判断は難しいというか、特に本人が申出していない場合で、ある程度客観的に能力があるだろうと思われれば、それは通常の人と一緒にということですよ。

■委員長

そうですね。それもなかなか難しい判断だと思いますが、ただ、まだ財産がある方は、そういう形で後見とか保佐人、補助人をつけて、十分な判断ができるようにサポートしてあげるといことはできると思うのですが、それを頼む財産も何もないという人をどうやって保護するかというのは、なかなか難しい問題になります。そうすると、報酬が出せないけれども、そういう後見人、保佐人、補助人でボランティアの人を確保する必要がある程度出てくるところもあるのです。それは、世田谷では、団塊の世代を対象にしてボランティアの人が訓練を受けて、後見人とか、そういうことを無報酬、あるいは低い報酬でやっていただけるという層もある程度つくっているということもあるようです。余り詳しく情報は把握していないのですが、やはりやってもらう以上は、研修などで制度を理解してもらって、きちんとやっていただける人を育てなければならないということになります。

○委員

親族よりも第三者後見人や法人後見人が増えつつあるという点に関して、これは、例えば、老人ホームの施設長とか、そういう施設の関係者なののでしょうか。そういう人は後見人の資格はないのでしょうか。法人後見人とか、第三者後見人が平成14年から17年を比較すると増えているというお話がありましたが、親族以外で後見人になるのは、どのようなケースが多いのですか。

○委員

どちらかというと、老人ホームと契約をするときとかですから、当事者同士なのでないのです。そうではなくて、やはり司法書士の先生とか、基本的に財産管理がちゃんとできる方じゃないと、後々が大変ですので、そういうのはしっかりできる方をお願いしています。

■委員長

司法書士会，あるいは弁護士会に頼む場合もありますし，それから社会福祉士という方をお願いするという場合もあります。

【離婚時年金分割制度について】

事務局

離婚時の年金分割制度については，今年の4月から施行された「合意分割」と平成20年4月1日以降施行される「3号分割」の二つの制度があります。

分割の対象となる年金ですが，わが国の年金制度は，概ね3階建ての構造であると説明され，1階部分は国民年金，2階部分は民間の会社員に適用される厚生年金，公務員に適用される共済年金があり，これを「被用者年金」といい，いずれも国民年金と併せて加入することになります。この二つを合わせて「公的年金」とよばれます。3階部分は公的年金を補完する企業年金等になります。

離婚時年金分割の対象となる年金は，被用者年金（2階部分）部分だけとなります。

「合意分割」の手続ですが，社会保険庁が発行した「離婚時の厚生年金の分割制度について」をご覧ください。請求のための要件としては，平成19年4月1日以降に離婚等をしたこと（事実婚関係を解消した場合を含む。），当事者の合意又は裁判手続により按分割合を定めたこと，請求期限（原則，離婚等をした日の翌日から起算して2年）を経過していないこと等になります。

合意分割の基本的な手続の流れについては，最高裁判所が発行した「ご存じですか 離婚時の年金分割制度における 家庭裁判所の手続」をご覧ください。当事者が離婚後，当事者の一方ないし双方から厚生年金の場合は，社会保険事務所に対し，年金分割のための情報提供請求をすることになります。その請求に基づいて社会保険事務所は「年金分割のための情報通知書」で必要な情報を請求者に通知します。この通知は，離婚後の請求には，請求していない他の一方にも通知しますが，婚姻中の場合は請求した者のみに情報を提供し，他の当事者には通知しないことになっています。

当事者間の話し合いで，合意ができた場合，所定の事項を記載した請求書等のほか，合意により定められた分割割合が記載された公正証書の謄本を添付して社会保険事務所に年金分割の請求手続をすることになります。

請求期限が定められており，原則として離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した場合には，請求できません。

当事者間で合意出来ない場合には，家庭裁判所に申立することになります。家庭裁判所の手続に必要なものは，申立書，戸籍謄本，住民票，収入印紙（1200円＋150円），郵便切手（80円×10枚，1040円×2枚，500円×1枚）の他に「年金分割のための情報通知書」が必要になります。

この離婚時の年金分割制度は，離婚の前に利用することはできませんが，離婚調停における付随事項や離婚の訴えの附帯処分として，裁判手続の中で定めることは可能です。

家庭裁判所として，申立前の手続相談時に注意すべき点としては，相談者を 婚姻中の者，離婚等の後であり，離婚等から1年6箇月以内の者，離婚等から1年6箇月以上経過している者（2年の標準報酬改定請求の期限が迫っている者）の3者に分けて，それぞれの状況に見合った手続教示をしています。特に の者については申立てるなら必ず期

間内に行うよう教示することになっています。

申立ての種類としては、離婚後に乙類審判、調停としての申立て、一般調停、離婚調停の付随申立て、離婚訴訟の附帯処分の申立て、また、既に係属している調停、訴訟事件の場合は、申立てする旨の書面と、情報通知書を新たに提出してもらいます。

裁判手続の流れですが、別表１の乙類審判・調停手続の流れ図をご覧ください。

離婚等から２年を経過した場合には年金分割の請求はできなくなります。調停の成立、審判の確定した日が離婚後２年を経過した時には、１箇月以内に年金分割の請求をする必要があります。なお、審判に対しては即時抗告（１４日）が出来ます。

また、当事者が申立てを取り下げることにも出来るので、その結果、離婚後２年を経過した場合、相手側の請求も認められなくなるので注意する必要があります。

続いて、離婚調停・人事訴訟の手続の流れ図をご覧ください。

「年金分割のための情報通知書」（社会保険事務所）は、対象期間末日前の情報であり、下限の範囲が変わってしまう可能性があります。そのため、１年以内の情報通知書を添付して調停の申立てがされた場合、調停の成立、判決の確定から１年を超えた場合でも、当該情報で示された按分割合の範囲内で按分割合を定めることができるとされました。

受付段階で、情報提供日から１年以内のものかどうか確認する必要があります。

既に調停係属中の事件についても、情報通知書を添付した按分割合に関する処分の申立てをしてもらっています。

離婚の成立後、２年以内に年金分割の請求をする必要があります。

裁判所で調停、審判、判決等で按分が定められた後に、標準報酬改定請求を社会保険事務所にすることになります。年金分割は、裁判所で按分割合を定めたとしても、社会保険事務所に請求をしないと厚生年金の保険料納付記録は変更されません。

請求の際には、審判、調停調書、判決、和解調書の謄本又は抄本と標準報酬改定請求書が必要になります。審判、判決の場合は、確定証明書も必要となります。

離婚後に、乙類調停が成立したり、乙類審判が確定した場合は、成立日や確定日が離婚等の翌日から起算して２年を経過する日より１箇月前以降（２３箇月経過後の成立）の場合、標準報酬改定請求まで１箇月の期間制限があるので、裁判所としては、請求期間に間に合うよう速やかに調書を作成し当事者に交付しなければなりません。

乙類審判、乙類調停の場合で、審判又は調停成立日が離婚等から２年を経過しているときは、審判又は調停の申立てをした日を証する書面が必要になりますので、申立日証明書を作成することになります。

社会保険事務所に年金分割の請求をすることによって、年金額が確定することになり、社会保険事務所から改定した後の「標準報酬改定通知書」が交付されます。

モデルケースですが、別表２をご覧ください。婚姻期間４０年の夫婦が離婚した事例で、平成１９年度の標準的な年金額に基づいて、かつ分割割合を０・５と定めた場合のめやすです。夫は４０年会社員、平均標準報酬３６万円で、妻が専業主婦の場合と妻が４０年会社員、平均標準報酬２４万円の場合です。

なお、制度施行後の４月１日から３０日の間の水戸管内での申立状況ですが、新件の離婚調停に付随する申立ては８８件中９件でした。乙類調停・審判の申立てはまだありません。係属中の事件で追加申立てされた件数は、調停１件、訴訟で３件になっております。

○委員

離婚調停の場合、年金分割と財産分割との関わり合いということが出てくるのでしょうか。

○委員

財産分与は、これまでの作り上げてきた夫婦の共有財産を分けるということで、年金は、これからもらう年金を分けるということですから、一応それは区別して理解することはできと思うのです。これまでは、年金分割を財産分与の中で考えようとか、将来もらうものについても、例えば退職金なども財産分与の中で考えるという扱いもあったのですが、今回そういうのはなくなって、年金についても財産分与の中では考えずに全部年金分割でやりましょうというふうに区別されたのだと思います。

○委員

最近あるようなケースとして、旦那が定年退職して、今までは家にいなかったけれども、これからは毎日家でごろごろされるのが嫌だとか、定年退職を機に、妻のほうで新しい人生をやり直したいとか、そういったドラマなどがよくありますが、離婚理由というのが分割割合の中では大きな要素になるのでしょうか。夫のほうにさほど、自分自身には離婚原因はないと思っていても、相手が40年付き合ってきて、実は苦労の連続だったというようなケースの場合にも分割されてしまうのでしょうか。

○委員

どちらが悪くて離婚したかという話と財産をどう分けるかというのは、別の話なのです。年金分割も、考え方としては、二人が協力してお金をかけてきたのだから、半分に分けましょうという話です。どちらが悪かったから別れるというのは、やはり別な話だと思うのです。どんなに悪かろうと、とりあえず二人で作ってきたお金なんだから、二人で分けましょうというところで、そこはあまりリンクしないと思うのです。

■委員長

年金を納め続けてこれたのはやはり妻の貢献があったからこそ、それだけ納めてこれたということで、それはそれでやはり納付していたものは分ける必要があるのではないかという考え方だと思うのです。来年以後始まる3号分割ですと、当然に2分の1ずつということになりそうです。

熟年離婚については、やはり増えているというのは間違いありません。統計を調べてみましたら、昭和60年に約2万500件だった熟年離婚が平成14年には約4万5,500件と、17年ぐらいで2倍以上になっているのです。ところが、平成15年にはこれが少し減ったのです。平成16年にはまた少し減ったのです。これは年金分割待ちではないかとも言われております。実際、調停をやっている、財産関係がこじれ話が見つからない場合、では、これは平成19年4月以後にもう1回申立てようということで取り下げたというのが何件かあります。ですから、4月以降、申立てが非常に多く来るのかもしれないと思ったのですが、予想以上に少ないという気はします。来年始まる3号分割、それと情報通知書。情報通知書というのを必ず事前に取って裁判所に出さなければいけませんので、情報通知書でどのぐらいの金額になるのかというのは分かるのです。そうすると、大体期待したほどの額はもらえないということが分かって、「では、もう少し考え直そうか」ということもあるのかなという気がします。

■委員長

裁判所の調停，あるいは審判でも，最大限が2分の1ということで，特別な事情があれば，下限との間で割合を決めるということなのですが，特別な事情がなければ2分の1ということだと思ふのです。来年から始まる3号分割が2分の1ということも考えますと，やはり格別な事情がない限りは2分の1という運用になると思うのですが，どうした場合が特別な事情として考慮できるのかというのは，これからどういうふうなことを主張されるかということにもよると思います。原則2分の1という運用に多分なっていくのだと思います。

○委員

以上は，いわゆる2階の部分である厚生年金ないしは共済年金の話でしたが，年金には，このほかに，3階の部分があります。例えば，企業年金です。これについても，夫婦二人で掛け金を掛けてきたのだから，半分ずつではないかという主張がなされます。3階部分については，年金分割の趣旨を援用して半分にするという考え方もあれば，逆に，2階部分のような法律がないのであるから，一般的な財産分与の問題にすべきという考え方もあると思います。

今後の裁判例の蓄積により大体の結論が出てくると思います。

【任期が終了する委員へのお礼】

■委員長

平成15年8月1日の発足当初から委員をお願いしてまいりました8名の委員の方々につきましては，7月31日付けをもちまして任期を終了されるということになります。8人の委員の方におかれましては，お忙しい中にもかかわらず，当委員会の設置目的に御賛同いただきまして，2期，約4年間という非常に長期にわたりまして家庭裁判所の運営について，それぞれのお立場からの貴重な御意見を数多くちょうだいいたしました。残ります委員を代表いたしまして，心より御礼を申し上げたいと思います。

【新たな委員会の構成等について】

■委員長

次回の委員会までに，任期を終了される委員に代わりまして，家庭裁判所委員会規則第3条により，裁判所において，新たに8名の委員をこれまでの出身母体なども踏まえながら選任させていただきます。

【次回期日等について】

■委員長

次回期日につきましては，当初の予定どおり11月の第3木曜日を考えておりますが，約半分の委員が改選されるということでありますので，期日の調整が必要であれば，改めて事務局から調整させることとします。